

第5次

夢育で・たちかわ子ども21プラン

みんなが考える「立川市に支援してほしいこと」

のびのびと
安全に遊べる公園

自由に使える
室内バスケットコート

中高生が勉強できる
自習室の充実

学費の
サポート

子どもたちが主体的に
活動できる場所



令和7（2025）年
立川市

第5次夢育て・たちかわ子ども21プランとは

立川市が「子どもたちの笑顔があふれ、^{かんせい}歓声が聞こえるまちに」なることを目指してつくった、子どもについての計画です。家庭や学校、地域、団体、市などが協力し、子どもの成長を^{し えん}支援します。

誰のための計画？

- ・立川市に住んでいる
 - ・立川市の学校に通っている
 - ・立川市の会社で働いている
- すべての子ども・若者や子育てをしている人などのための計画です。

プランの期間は？

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度の5年間の計画です。

どんなことが書いてあるの？

子どもの権利や居場所・学びの場づくり、子育て^{し えん}支援など、立川市が取り組むことについて書いてあります。

▶くわしくは3ページをご覧ください！

こんな意見がありました

あったらしいなと思う場所

- 1 友だちと自由におしゃべりができる場所
- 2 ゲームやインターネットができる場所
- 3 静かに勉強ができる場所

プランをつくる前に、市内の中学2年生・高校2年生世代にアンケートを行いました。

プランをつくるにあたり、何よりも大切にするのは、子どもや若者の皆さんの意見です。

「ここにいたい」と思う場所

- 1 好きなことをして自由に過ごせる
- 2 いつでも行きたいときに行ける
- 3 一人でも過ごせたり、何もせずのんびりできる

子どもの権利として特に大切だと思うこと

- 1 子どもが家族と仲良くいっしょに過ごす時間を持つこと
- 2 障害のある子どもが差別されないこと
- 3 子どもが暴力や言葉で傷つけられないこと

立川市が取り組むこと

立川市が取り組むことの一部を紹介します！

子どもの権利

- ・子どもの権利を知り、学ぶ機会をつくれます。
- ・なや悩みや不安を周りの大人に相談できる環境を整えます。
- ・意見を出しやすい機会・環境をつくれます。大人は意見を聞いて、実現について一緒に考えます。

し えん 相談や支援

- ・し えん支援を必要とする子ども・若者・家庭おうえんを応援します。
- ・ヤングケアラーなど、困っている子どもや家庭をサポートします。

ヤングケアラーとは、大人が行う家事や家族の世話を代わりに日頃から行っている子どものことです。

居場所づくり

- ・子どもが安心して気軽に集まれる居場所をつくれます。
- ・安全が守られるよう、学校と地域が見守る環境をつくれます。

学びの場づくり

- ・学校や地域などで楽しく学ぶ機会をつくり、一人ひとりの力を伸ばせる環境を整えます。

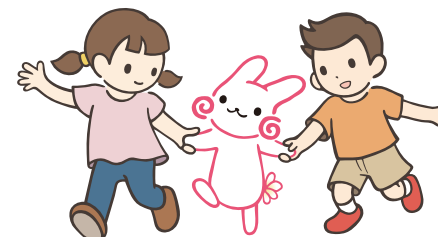
まち全体で…

- ・地域全体で子ども・若者の成長を支える環境をつくれます。
- ・子ども・若者が活躍かつやくできる機会を増やします。

くわしい計画の内容は
市のホームページから
見るができるよ！



2次元コードを読み込んで
ホームページを確認してみてね！



子どもの権利って知ってる？

子どもは社会の一員です。大人と同じようにたくさんの権利を持っています。

子どもの権利は、大きく4つに分けられます



1 命を守られ成長できる

子どもの命は守られ、それぞれが持っている能力を十分に伸ばして成長できます



2 自分の意見を発言して参加できる

自分の意見を自由に表現でき、大人はその意見を大切に受け止め、考えます



3 差別をされない

人種や、障害、家庭の状況など、しょうきょうどんな理由でも差別はされません



4 子どもにとって最も良いことを考える

子どものことについて何かを決めるときには、大人はその子にとって一番良いことを考えることが決められています

ひとりで悩まないで！ 誰かに相談したいときは…

立川市子ども総合相談

☎ 042-529-8566

子どもも大人も相談できます

月～土曜日（午前9時～午後5時）
（祝日・年末年始はのぞく）

チャイルドラインたちかわ

☎ 042-526-7622

あなたの気持ちを聴かせてね（子ども向け）

日曜日（午後3時～8時）
（年末年始はのぞく）

質問はこちらに

プランについてわからないことや
質問があるときは…

立川市 子ども家庭部 子ども政策課 子ども政策係

☎ 電話 042-523-2111 内線 1341

✉ E-Mail
kodomo-p@city.tachikawa.lg.jp